

件名	職員の喫煙について
受付日	令和3年5月11日
ご意見・ご提案の概要	コロナ禍において、接触機会の自粛をお願いしている立場の職員が、県庁舎南側の道路を挟んだ、本来は喫煙禁止の職員駐車場で、複数人で喫煙しているのを見かける。
県の考え方	<p>県庁舎の敷地内は、職員駐車場も含めて原則として禁煙であり、例外的に喫煙可能な場所としている屋外喫煙所については、県の非常事態宣言が発令されている間、密集・密接な場面を避けるため一時閉鎖としています。これらについて、改めて職員に周知徹底してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県民の皆様をお願いしている「新しい行動様式」の実践については、職員においても公私にわたり当然に徹底されるべきものであり、これまでも繰り返し周知徹底を図っているところです。今後も引き続き、全ての職員に対し指導を徹底してまいります。</p>
担当課	総務部 管財課 総務部 人事課